

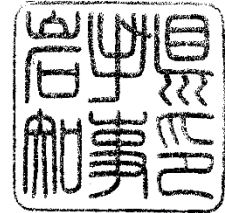
水振第 626 号

令和 5 年 3 月 2 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 大井 誠治 様

岩手県知事 達増 拓也



知事許可漁業の制限措置等について（諮問）

岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号）第 4 条第 1 項第 17 号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項及び同規則第 11 条第 1 項に掲げる事項に関する制限措置を次のとおり変更したいので、同法第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 3 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。



担当 農林水産部水産振興課
漁業調整担当（高梨）
電話：019-629-5819
FAX：019-629-5824
E-mail：airi-n@pref.iwate.jp

潜水器漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第17号に掲げる次の潜水器漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和5年 月 日

岩手県

1 潜水器漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類		操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数
水産動植物の種類	漁具の種類その他の漁業の方法						
潜水器漁業	うに、ほや等	第一種共同漁業権区域の海域	1月1日から12月31日まで	-	-	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡のうち洋野町又は野田村に漁業根拠地を有し、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし
						岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又は下閉伊郡（普代村を除く。）に漁業根拠地を有し、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし
						岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又は上閉伊郡に漁業根拠地を有し、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし

			第二種共同漁業権 第二号漁場の 免許区域内の 海域			岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸前高田市に漁業根拠地を有し、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし
						岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡のうち洋野町又は野田村に漁業根拠地を有し、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし
簡易潜水器 漁業	うに、ほや 等	簡易潜水器	第一種共同漁業権 の免許区域 内の海域	1月1日 から 12月31 日まで	-	岩手県内に住所を有する者のうち、久慈市、下閉伊郡のうち普代村、九戸郡のうち洋野町又は野田村に漁業根拠地を有し、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし
						岩手県内に住所を有する者のうち、宮古市又は下閉伊郡（普代村を除く。）に漁業根拠地を有し、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし
						岩手県内に住所を有する者のうち、釜石市又は上閉伊郡に漁業根拠地を有し、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし
						岩手県内に住所を有する者のうち、大船渡市又は陸前高田市に漁業根拠地を有し、操業区域に係る共同漁業権の漁業権者から操業の同意を得ているもの	定めなし

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間
通年

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、個別の許可ごとに許可の日から3年間とする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) ・・・・と・・・を結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、操業してはならない。

(イ) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。

(ウ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。

ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類をその住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。